

広島県住宅確保要配慮者居住支援法人の指定等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）第40条の規定による住宅確保要配慮者居住支援法人（以下「支援法人」という。）の指定等について必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要綱で使用する用語は、法又は住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成29年国土交通省令第63号。以下「省令」という。）で使用する用語の例による。

(知事が必要と認める書類)

第3条 省令第27条第2項第七号に規定する都道府県知事が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 別記様式第1号の誓約書
- (2) 前号に掲げるもののほか、支援法人の指定にあたって参考となる書類

(指定の申請)

第4条 法第40条の規定による指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別記様式第2号の住宅確保要配慮者居住支援法人指定申請書の正本及び副本に、それぞれ省令第27条第2項及び前条に規定する書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(名称等の変更の届出)

第5条 支援法人は、その名称若しくは住所又は支援業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、別記様式第3号の住宅確保要配慮者居住支援法人変更届の正本及び副本に、それぞれ省令第27条第2項各号に掲げる書類（変更に係るものに限る。）を添えて、知事に提出しなければならない。

(債務保証業務委託の認可の申請)

第6条 支援法人は、法第43条第1項の規定による認可を受けようとするときは、別記様式第4号の債務保証業務委託認可申請書に当該認可に係る委託契約書の写しを添えて、これを知事に提出しなければならない。

(債務保証業務規程の認可の申請)

第7条 支援法人は、法第44条第1項前段の規定により債務保証業務規程の認可を受けようとするときは、別記様式第5号の債務保証業務規程認可申請書に当該認可に係る債務保証業務規程を添えて、これを知事に提出しなければならない。

- 2 支援法人は、法第 44 条第 1 項後段の規定により債務保証業務規程の変更の認可を受けようとするときは、別記様式第 6 号の債務保証業務規程変更認可申請書に当該変更の認可に係る債務保証業務規程及び変更の明細を記載した書面を添えて、これを知事に提出しなければならない。

(事業計画等の認可の申請)

第 8 条 支援法人は、法第 45 条第 1 項前段の規定により支援業務に係る事業計画及び収支予算（以下「事業計画等」という。）の認可を受けようとするときは、別記様式第 7 号の事業計画等認可申請書に当該認可に係る事業計画等を添えて、これを知事に提出しなければならない。

- 2 支援法人は、法第 45 条第 1 項後段の規定により事業計画等の変更の認可を受けようとするときは、別記様式第 8 号の事業計画等変更認可申請書に当該変更の認可に係る事業計画等及び変更の明細を記載した書面を添えて、これを知事に提出しなければならない。

(事業報告書等の提出)

第 9 条 支援法人は、法第 45 条第 2 項の規定により支援業務に係る事業報告書及び収支決算書（以下「事業報告書等」という。）を提出するときは、別記様式第 9 号の提出書に当該提出に係る事業報告書等及び省令第 30 条に規定する書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

(申請の取り下げの届出)

第 10 条 申請者は、第 3 条の申請を取り下げようとするときは、別記様式第 10 号の取下届を知事に提出しなければならない

(支援業務の休廃止等の届出)

第 11 条 支援法人は、支援業務を休止し、廃止し、又は再開しようとするときは、別記様式第 11 号の住宅確保要配慮者居住支援法人業務休廃止等届を知事に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、平成 30 年 3 月 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 7 月 12 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 5 月 1 日から施行する。